

## 田原市子育て世帯訪問支援事業事業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条に規定する登録を受けた事業者が田原市長（以下「市長」という。）の委託を受けて家事支援サービス（以下「サービス」という。）を実施する事業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 実施要綱に基づき、サービスを実施しようとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、田原市子育て世帯訪問支援事業事業者登録申請書（様式第1号）及び次の各号に規定する書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) サービスの概要がわかる資料又はパンフレット等
- (2) 過去3年にわたる事業実績報告及び決算書（関係する部分）
- (3) サービス提供時の作業マニュアル（手順書・心得等）
- (4) 緊急時の対応マニュアル
- (5) 苦情対応にかかる概要
- (6) 個人情報取扱注意事項
- (7) 損害保険証書の写し

(登録資格)

第3条 前条の登録をすることができる者は、別紙の基準をすべて満たすことのできる者とする。

(審査及び決定)

第4条 市長は、申請書等を受理したときは、登録の資格について審査し、登録の可否を速やかに決定し、田原市子育て世帯訪問支援事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 前条の規定による登録の決定を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、申請書等に記載した事項について変更が生じたときは、田原市子育て世帯訪問支援事業事業者登録変更届（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第6条 市長は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請書等に虚偽の事項を記載し、詐欺その他の不正事項があったとき。
- (2) 実施要綱及び別に定める契約の規定に反したとき。
- (3) 第3条に規定する登録資格に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項により登録の取消を行ったときは、田原市子育て世帯訪問支援事業事業者登録取消通知書（様式第4号）により登録事業者に速やかに通知するものとする。

（登録の辞退）

第7条 登録事業者は、田原市子育て世帯訪問支援事業を実施できなくなったときは、田原市子育て世帯訪問支援事業事業者登録辞退届（様式第5号）を市長に速やかに提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別紙

### 田原市子育て世帯訪問支援事業事業者登録基準

- 1 法人格を持つ事業者であり、利用者の自宅に職員を派遣して家事支援を行う事業の実施について、定款等基本約款に定めがあること。
- 2 当該事業について、3年以上の事業実績があること。
- 3 田原市全域で事業が実施できること。
- 4 職員の派遣調整やサービスの実施について、指揮・監督する管理者を常勤で配置していること。ただし、当該事業の管理に支障がない限り、他の職務を兼務していても差し支えないものとする。
- 5 管理者は、職員の派遣について一元的に管理し、実施要綱及び田原市との委託契約の遵守、その他事業実施に必要な指揮監督を行うこと。
- 6 職員の健康管理・疾病の早期発見のため、採用時及び採用後に職員の健康状態の把握を定期的に行える常態であること。
- 7 職員の資質向上のため、採用時及び採用後に、定期的・計画的に研修を実施していること。(救急に関する研修を含む。)
- 8 サービス提供にかかるマニュアル(作業手順書)を作成し、職員に徹底していること。(サービス提供時の清潔の保持の遵守を含む。)
- 9 サービスの提供において、田原市が定める予算の範囲内の金額及び利用者からの利用料でサービスを提供すること。
- 10 緊急時における対応マニュアルが整備されていること。
- 11 利用者に対し、苦情対応責任者をあらかじめ明らかにし、常時、利用者からの相談に備えること。
- 12 自己の責による事故等における損害賠償を速やかに行うこと。また、あらかじめ、相当の損害保険に加入しておくこと。
- 13 利用者及びその家族のプライバシーの尊重に配慮し、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、職員に徹底させていること。
- 14 田原市の入札参加資格を取得していること。